

名古屋市交通局管理規程第16号

事故総合対策検討委員会規程（昭和24年交通局達68号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

第1条中「事故のおそれがある事態」の次に「、サイバーセキュリティ侵害」を加える。

第4条中「本部長」を「営業本部長、技術本部長」に、「参事」を「担当部長」に改め、「人材育成課長」の次に「、デジタル推進課長」を加え、「主幹」を「担当課長」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。